

仙台市立鶴谷中学校  
文化部活動に係る活動方針

令和6年4月  
仙台市立鶴谷中学校

## 1 本校の文化部活動が目指すもの

### 【学校教育目標】

変化する社会に主体的に対応し、たくましく生きていくことのできる

心豊かで創造性に富む生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、文化部活動を通して、本校生徒の確かな学力，豊かな心，健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み，心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 文化部活動を通して，本校生徒が文化活動を楽しみ，豊かな情操の育成を図ること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 年間活動計画の作成

- ①文化部顧問は，年間活動計画を作成する。
- ②文化部顧問の作成する年間活動計画には，年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③文化部顧問は，生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに，生徒に活動の目的，技能等の向上や心身の成長のために適切な活動内容であることを理解させる。

### (2) 方針と計画の公表

- ・上記の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (3) 毎月の活動計画の作成

- ・文化部顧問は，毎月〔複数月〕の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

### (4) 毎月の活動計画の通知

- ・文化部顧問は，上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

### (5) 毎月の活動実績報告

- ・文化部顧問は，毎月の活動実績報告（活動日時・場所，休養日及び大会参加日時等）を行う。

### 3 指導・運営に係る体制について

#### (1) 本校が設置する部活動

- ①令和6年度は下記の運動部・文化部を設置することとする。
- ②部活動顧問，外部指導者，部活動指導員については別紙参照

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
野球	○	○	サッカー	○	○	ソフトテニス	○	○
バスケットボール	○	○	バレーボール		○	バドミントン		○
科学	○	○	美術	○	○	吹奏楽	○	○

#### (2) 保護者への説明

- ①各部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し，年間計画，活動日，休養日，参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②各部活動顧問は，よりよい運営のために，必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

### 4 適切な活動時間及び休養日等の設定

#### (1) 学期中の休養日 \* 休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は，週2日以上以上の休養日进行ける。  
※平日は少なくとも1日，土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は，原則として，休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。  
※祝日，休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

#### (2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが，原則として，土曜日，日曜日及び祝日，休日，学校閉庁日（夏季学校閉庁日及び年末年始学校閉庁日）を休養日とする。

#### (3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

#### (4) 長期休業日及び土曜日，日曜日，祝日，休日，学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

#### (5) 朝練習の制限

- ①同一の文化部が，長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上の問題，放課後の活動制限等がある状況の時，事前に校長が認めた場合において，朝練習を実施することを可とする。生徒の健康には十分配慮して実施する。
- ③ハイシーズンについては校長が認めた場合，継続しての朝練習を行うことができる。  
・実施期間は，コンクールやコンテストの1ヶ月前からとする。

## **(6) 強化練習（活動）期間（ハイシーズン）**

- ・年間計画に設定した強化練習（活動）期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。
  - ※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。
  - ※ハイシーズンにおいて、数週に渡り連続した土日の活動を行った場合、その月内の土日の中で1日以上休養日を設ける。
  - ※ハイシーズンとは、各文化部が年間に2つ程度設定したコンクールやコンテスト前の1ヶ月間とする。

## **5 適切な指導**

### **(1) 生徒の心身の健康管理**

- ・生徒の健康観察やバランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

### **(2) 事故防止**

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

### **(3) スクールコンプライアンスの遵守**

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

## **6 参加する大会等の検討**

### **(1) 参加する大会等の精選**

- ①文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、参加するコンクール、コンテスト等を精選するよう努める。
- ②文化部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、対外活動を計画するよう努める。

### **(2) 参加する大会や校外で行う活動等への移動手段**

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
  - ※公共交通機関の利用が困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求めることも可とする。